

提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

番号	意見	実施機関の考え方
1	この条例案の中に3か所「努めなければならない」の文言がありますが、これは努力義務となり強制力がありません。「できなかつたけど努めました…」と言い訳して、実施しなくても法や条例違反にはなりません。特に第5条(事業者の責務)の第1項と第3項は必ず行ってもらわなければならないことです。「〇〇しなければならない」の文言に改めるべきではないかと考えます。第11条(地域住民への説明)の第2項は、「地域住民等の理解が得られたか否か」は正確な判断が難しいところであり、「理解が得られるよう努力する」行為を行う努力義務でもやむを得ないのかなと思います。	本条例(案)第5条第1項については、事業者に対し、義務、配慮義務又は努力義務を課す事項について規定しております。このうち、配慮義務又は努力義務を課す事項については、必ずしも事業者のみで達成することができるものではなく、事業者に強制力のある義務を課したとしてもその義務が果たされることが担保されるものではないため、御意見をいただきましたが、原案どおりの配慮義務又は努力義務の規定とする判断としました。配慮義務又は努力義務ではありますが、事業者については、事業に当たり、できる限りの配慮又は努力を尽くしていただくことを大前提とした運用を実施していこうと考えております。また、同項のどの事項が義務、配慮義務又は努力義務に当たるのか不明確な部分がありましたので、規定の方法については改めようと考えております。 同条第3項については、いただいた御意見の趣旨を踏まえて、再生可能エネルギー発電施設を適切に管理することを義務づける規定に改めようと考えております。 第11条第2項については、御意見をいただき、ありがとうございます。
2	再生可能エネルギーの普及には賛成ですが、田畑を太陽光パネルで埋め尽くすことには反対です。公共施設の屋根に、パネルを取り付けてほしいです。	御意見をいただき、ありがとうございます。 市役所庁舎や消防署、5つの学校など14の市施設に、主に自家消費用として太陽光発電を導入しています。市役所本庁舎での発電は、全量を電力会社へ売電しています。
3	説明会の時に、住民は意見を言ったり、意見書を提出することができ、事業者は見解書(返事)を出すようにしてほしいです。(住民に、計画を中止させることができる権利をください)	本条例(案)第11条は、地域住民等への説明に関し定めています。第1項で説明会等の実施を義務づけ、第2項では説明会等に当たって、事業計画の内容について地域住民等の理解を得るよう努力義務を課しております。事業者においては、地域住民等から意見聴取をし、その意見に対応するなど、最大限の努力を実施していただけるものと思いますので、意見書の提出やその返答も対応いただけるものと考えます。また、第3項では、説明会等の結果については、地域住民等の意見及び事業者の対応を含め、市への報告義務を定めています。 資源エネルギー庁が制定した事業計画策定ガイドラインにおいても、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること、と記されています。
4	立入調査 第18条 立入調査の時は、その地区住民や区長さんなどの市民も同席出来るようにした方がいいのではないかと思います。市民の視点と目線で調査する。	本条例(案)第18条第1項は、職員をもって立入調査に当たらせると規定していますが、事業者の承諾が得られれば、市民の同席は可能と考えます。

番号	意見	実施機関の考え方
5	<p>撤去についての記載がない。第17条(事業の廃止等)事業を廃止するときは…とありますが、まだ条例としての記載が弱い気がします。誰が設置者であったかを突き止めるのは、時間が経過するほどに困難になるため、可能な限り、義務者を捕捉するための条例を整備しておく必要があるのではないかと。</p> <p>土地には不動産登記簿が存在しており、所有者を突き止めることができるように思われるが、所有者不明土地問題が登記簿が当てにならないことを示しています。経済的な利用価値に乏しい山林・原野を切り開いてソーラーパネルを設置したような場合には、明治初年に作成された手書きの公図くらいしか手がかりがなく、誰が所有者なのか突き止められないことも少なくない。設置前、設置中、設置後(災害時や非常時は?)、これが大事です。</p>	<p>本条例(案)第17条第1項において、事業を終了した再生可能エネルギー発電施設については、廃棄物処理法等に基づく撤去・処分に係る適切な計画の検討を求めています。</p> <p>第15条第1項では、事業者の変更に当たっては、届出の義務を課していますので、事業者の把握はできるものと考えています。</p> <p>また、FIT法では、施設の外側に事業者名等を記載した標識を掲示すること、となっています。</p> <p>なお、国においては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関する新たな制度の検討がなされています。</p>
6	<p>地域住民等への説明 第11条 住民説明会についての周知については、「知らなかった」や「聞いていない」というようなことを本当に防いでほしいです。そのためには、条例で周知についての詳細を記してほしいと感じました。</p> <p>例:周知方法としては、新聞、ケーブルテレビ、市民や住民に確実に説明会情報が届くようにすること。区長や自治会長は市を通して連絡をとること。等</p>	<p>本条例(案)は、事業者における自主的な環境配慮の取組を促すものであり、住民への周知等は事業者が自ら行うべきものと考えます。</p> <p>市報へのチラシ折込やケーブルテレビ、説明会の市施設の使用等に、行政機関として協力できることは協力しようと考えています。</p>
7	<p>有害物質の流出や感電への対策について、条例で明示的に対応する規定とするところはなかなかありません。本来は国が統一して法整備を行わなければならない領域であり、地域の実情によって取り扱いを変えるべきものではないのでしょうか。</p>	<p>電気保安や災害防止等については、電気事業法や電技省令・電技解釈等で安全の確保が求められています。建設業法、電気工事士法、建設リサイクル法、労働基準法等の関係法令を遵守しなければなりません。条例に依らずとも、事業者には安全確保の義務はあるものと考えています。</p>
8	<p>佐伯市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例(案)に反対します。</p> <p>反対理由</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 再生可能エネルギー促進は国策であり、地方自治体が条例で制約を課すものではない。 ② 未活用の荒廃農地、山林等の有効活用により、土地の所有者、発電事業者、施工業者、及び佐伯市(税収増)の4者の利益が見込める。制約を課し事業が困難になれば4者ともに不利益である。 ③ 条例(制約)を課すことにより、反対すれば協力金がもらえると思いき、関係者以外の地域住民が反対に回ることが起こる。 ④ 反社会的な人が横行し、協力金を得ようとしているのが実情であり、再生可能エネルギー業界で問題になっている。新たな条例が出来れば更に反社会的な人の横行を許すことになる。 ⑤ 近年の集中豪雨、大型台風も地球温暖化の影響といわれており、発電時にCO2を排出しない再生可能エネルギーの導入は地方自治体が率先して取り組むべきである。豊後大野市が良い例。 ⑥ 制約を課し、事業が出来なくなると荒廃農地が増え、防犯上の危険性も増す。 	<p>本条例(案)は、再生可能エネルギーによる発電の適正な事業化を推進するもので、制約するものとは考えていません。</p> <p>脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー導入の必要性は理解していますが、自然環境や景観、住民生活との共生を図ることも重要だと考えます。</p> <p>こうした条例の制定の動きは、平成26年ぐらいから始まっており、これまで100以上の自治体で制定されています。佐伯市が先進的であるとは考えていません。</p> <p>住民の理解とはどこまでなのか、とお尋ねがありましたが、本条例(案)第11条第2項は、事業者に対し、地域住民等の理解を得られるようにする、努力義務を課しています。説明に対する理解度は、相手があることであり、事業者のみで達成できるものではありませんが、できる限りの努力を尽くしていただきたいと考えております。</p> <p>資源エネルギー庁が制定した事業計画策定ガイドラインにおいても、事業計画作成の初期段階から事業者からの一方的な説明だけでなく、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要である、と記されています。</p> <p>その他いただいた御指摘は、必要に応じ今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	意見	実施機関の考え方
	<p>⑦ コロナ禍でも安定した事業が継続できる再生可能エネルギー事業は世界中でもさらに脚光をあびており、条例にて制約を課すのは佐伯市にとって大きなマイナスである。</p> <p>⑧ 日本には現在、土地所有者不明(固定資産税未収入の土地)が九州の面積と同等にあり、人口減少の止まらない佐伯市も例外ではなく、条例を課せば土地所有者不明の土地(固定資産税未収入の土地)が増えるばかりである。</p> <p>⑨ 佐伯市は立地の利点を生かしバイオマスタウン構想を立ち上げているが計画は進んでいるのだろうか？バイオマスタウンが進捗していないのならば地域の影響の少ない太陽光タウン構想等を進めていくのが現実的ではないだろうか。</p> <p>⑩ 日本は年間20兆円ものエネルギー資源を海外から調達しており、国力失力防止のためにも再生可能エネルギーを促進し、地方自治体が地域住民の協力を得るための条例を制定するのがもっともだと考え</p> <p>⑪ 佐伯市が新たな条例を制定すれば、他の地方自治体も制約を課す条例を制定しかねない。悪法の見本制定の地方自治体となるべきではない。</p> <p>⑫ インバウンドの期待や企業誘致等について佐伯市は見込めない。佐伯市の優良企業がM&Aされるのが実情であり、有力な法人事業税も圏外に流出することが起きている。ならば、再生可能エネルギーを活用し、税金を課し、財源を確保することが重要である。</p> <p>⑬ 佐伯市では空家問題の対策がはるかに重要であると考え。それに対して条例を課して安全対策を課すほうが先である。</p> <p>⑭ 佐伯市内で発電事業を行っている事業者及び新規発電事業者に地域協力金として税金を課す(一案件につき年間1万円等)などし、子育てや防災対策に活用していく等ならば十分理解出来る。当該条例案はあいまいであり、事業の妨げになる法案としてとしか判断できない。 (第11条の2)住民の理解とはどこまでなのか？地区長の判断？等もあいまいである。</p> <p>⑮ 景観や自然環境が再生可能エネルギー事業のせいで損なわれるというのは本当だろうか？たしかに太陽光パネルが設置されればそれまでとは景観が変わるのは確かであるが、では、人出不足や年齢等により管理したくても出来ない荒廃農地に雑草や雑木が生い茂っている様が「景観」といえるのだろうか？何も生み出すことができなくなった土地を太陽の光で電気を生み出す「活きた土地」として活用するほうが生命力を感じられる景観であるといえないだろうか。また、世界規模で「カーボンニュートラルの実現」が叫ばれているが、実現には再生可能エネルギーが必要不可欠であり、これこそが自然環境の保全につながる一歩である。</p> <p>⑯ 再生可能エネルギー、とくに太陽光発電ではソーラーシェアリングと呼ばれる事業形態があり、営農を補助する発電事業として広がりを見せている。これは不耕作地を耕作農地として活用することもでき、就農者を募る(再就農、Uターン、Iターン)ことも可能であるため、農業促進、移住者増加等の可能性も大きい。しかし条例により制約を課されればそんな可能性もなくなり、未来を描けなくなるといっても過言ではない。</p>	